

議 長 日程第4「議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,237万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 皆さん、こんにちは。それでは、国民健康保険事業特別会計について説明をさせていただきます。予算総額は13億5,237万9,000円、前年度比較3,260万1,000円、2.4%の減となっております。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の運営主体となって3年目に入りますが、令和3年度の国民健康保険税の賦課方式変更、資産割の廃止に向けて、令和元年度から経過措置を開始しているところでございます。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。町といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。234、235ページをお開きください。歳入でございます。款の1、項の1、国民健康保険税の予算額は2億6,326万8,000円、前年度比較6,160万、2.3%の減となっております。これは、被保険者数の減少や高齢化、また令和3年度に賦課方式を4方

式から3方式とするため、資産割の廃止に向けて平成31年度4月からの経過措置により、段階的に一部国民健康保険税率の改定を行わせていただいていることによるものでございます。国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者に分けて、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。

目の2、退職被保険者等国民健康保険税の予算額は14万7,000円。退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴いまして、令和2年度においては対象者がゼロになったため、254万3,000円の減額になっており、予算計上は滞納繰越分のみとなっております。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料32万円は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

次のページ、236、37ページにわたりますが、項の3県支出金は制度改革により、神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものです。

項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金の予算額は9億6,025万2,000円で、前年度比較2,124万7,000円、2.2%の減となっております。普通交付金が既に保険給付費等に充てられますが、特別交付金は内訳として保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健診等負担金分となります。なお、令和元年度までは保険事業分は国庫補助金でございましたが、令和2年度からは県補助金として600万円が含まれております。

次のページ236、237ページをお願いいたします。次に1つ飛びまして、款の5繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金の予算額は1億1,188万5,000円、前年度比較28万4,000円の減となっております。節の1保険基盤安定繰入金から節の4財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入金でございます。節の1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1を一般会計で国庫・県費ともに負担金を受け入れ、当会計に繰り入れるものでございます。

節の2職員給与費等繰入金でございますが、職員3名分及び管理栄養士の給与費と事務費分の繰り入れでございます。

節の3 出産育児一時繰入金でございますが、歳出の出産一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。6件分を見込んでおります。

節の4 財政安定化支援事業等支援事業繰入金でございますが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦、一般会計で繰り入れるもので395万6,000円、47万円の減となっております。

節の5 その他一般会計繰入金でございますが、医療費の不足分が生じた際に、これを補うために繰り入れるものです。

項の2 基金繰入金、目の1 財政基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため、1,000万円を繰り入れるものでございます。

款の6 繰越金につきましては、前年度からの繰り越し見込み額として500万円を計上しております。

款の7 諸収入163万7,000円につきましては、主に延滞金です。

次のページをお願いいたします。項の2 指定公費負担医療立替交付金でございます。これは、70から74歳の前期高齢者については、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立て替え分が国より交付されるものです。

項の3 雑入のうち、目の5 過年度収入として、退職被保険者等国民健康保険事業費納付金の精算分として108万円を計上しております。

以下、廃款、廃項、廃目になったものですが、先ほど説明したとおり、国庫支出金につきましては、県支出金等変更になっているので、廃目となっております。

次のページ、240、241ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款の1 総務費の予算額は3,326万4,000円で、前年度比較2万8,000円の減でございます。歳出の主なものは、人件費、事務経費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等にかかる徴税费、国保運営協議会等を計上しております。

説明欄をごらんください。中段、2 一般管理経費、節の11 役務費の手数料でございますが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料となります。(2) 会計年度任用職員給与費ですが、レセプト点検員等の報酬とな

ります。

次に、目の2 団体負担金、節の18 負担金補助及び交付金は、国保連合会への負担金になります。保険者1 団体10万円と、被保険者数による負担金10万2,000円の合計額を計上しております。

次のページ、242、243ページをお願いいたします。項の2 徴税費、目の1 賦課徴収費でございますが、予算額は409万2,000円で、前年度比較18万2,000円の減でございます。減の理由としましては、被保険者数の減に伴う郵送料や印刷代の減によるものでございます。説明欄の1、一般管理経費（2）会計年度任用職員給与費でございますが、収納対策に従事する職員の報酬となります。

項の3、目の1の運営協議会費では、国保運営協議会にかかる経費として、委員6名分の報酬を計上しております。

次に、款の2 保険給付費ですが、項の1 療養諸費にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、また審査支払手数料。次のページにわたりますけれども、項の2 高額療養費など合わせまして、予算額9億2,947万1,000円。前年度比較2,684万3,000円、2.8%の減となりました。減額の要因は、被保険者の減により、医療機関受診者の減少及び医療費の減少によるものです。算出に当たっては、過去3年間の実績及び令和元年度の見込みをもとに算出をいたしております。

次のページ、244、245ページをお願いいたします。項の1 療養諸費、目の5 審査支払手数料は、療養給付費等にかかるレセプト審査にかかる手数料で、神奈川県国民健康保険連合会へ支払うものでございます。項の2 高額療養費につきましても、過去3年間の実績及び令和元年度の見込みをもとに算出をしております。1つ飛びまして、項の4 出産育児諸費では、出産育児一時金6件分を計上してあります。

次のページ、246、247ページをお願いいたします。項の5 葬祭諸費は、葬祭費を前年度と同額25件分を計上しております。国保加入者で亡くなられた方に、1件当たり5万円を葬祭費として交付しておるところでございます。

次の款の3 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保

険制度の広域化、制度設計時の激変緩和が、引き続き図られることになっております。項の1 医療給付費分、項の2 後期高齢者支援金等は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられ、項の3 介護納付金につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、かくかく神奈川県により決定された金額を納付することになり、その金額を計上しております。

款の4 共同事業拠出金につきましては、過年度対応分の科目設定扱いとなり、予算額は1,000円を計上しております。

次の款の5 保健事業費は、予算額1,688万2,000円、前年度比較で20万1,000円、1.2%の増となっております。

次のページ、248、249ページをお願いいたします。項の1 保健事業費、目の1 保険給付費でございますが、医療費通知等にかかる経費、人間ドック受診者に対する補助経費として、1人2万円で80件分及び管理栄養士1名分の人件費を計上しております。

目の2 国保ヘルスアップ事業につきましては、予算額600万。前年度比較17万9,000円の減でございます。平成29年度からの取り組みでございますけれども、保険者努力支援制度にかかる事業として実施するものでございます。説明欄をごらんください。平成30年度からの第2次データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業、(2) 地域包括ケアシステム推進事業を引き続き実施してまいります。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費などを計上しております。また、新規事業としまして、(3) 特定健診未受診者等対策事業を実施する予定でございます。本町の受診率は、約30%前後で推移しているところでございますけれども、さらなる受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などをグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。これらの経費につきましては、全額県補助金で賄われます。最下段、項の2、目の1 特定健康診査等事業費は、予算額434万6,000円、前年度比較2万円の減でございます。

次のページ、250、51ページをお開きください。特定健康診査、特定保健指導

等にかかる経費を計上しております。

款の6、項の1基金積立金につきましては、積立金利子の予算となります。

款の7公債費、項の1広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金を1年据え置きの上、平成30年度から1,000万円ずつ5年間で神奈川県に償還しているものでございます。

次に、款の8諸支出金、予算額115万4,000円は、項の1償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金や、次のページ251、53をお開きください。項の2指定公費負担医療立替金などがございます。

次のページ、款の9予備費になりますが、歳入歳出の差額分の8,194万6,000円になっています。

次ページ、254、55ページには、国保会計の職員等給与費明細書が、256ページには債務負担行為調書、県貸付金償還にかかる現在高の調書並び、県貸付金の元利償還金内訳を掲載してあります。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしく願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。ページ252ページの予備費です。ここです、令和2年度の予算額は8,194万6,000円ということで予算計上されております。令和元年度の補正予算におきましては、8,565万5,000円ということで、これについてはもう議決済みでございますけれども。このぐらいの、8,000万円を超える予備費のですね、取り扱いとかですね、考え方ですね。その中で1点。公債費の元利償還金といいますか、広域化に関する借り入れの返済ということで、令和2年度予算では1,000万円を財政調整基金から取り崩して、1,000万円を元利償還金といいますか、返済分に充てております。そういった中で、今現在、令和元年度末での財政調整基金のですね、現在高と今後のですね、予備費、8,000万円を超える予備費をですね、ずっとその部分をですね、歳計現金の予備費部分として運用するのか。それとも今後ですね、財政調整基金に積んでですね、かなり医療費がふえるときにはですね、高額療養費等が発生するとですね、かなり1人の高額療養費でもかなり過大になるという事例もあるかと思っております。そういった高額療養費等に対する部分として、予備費ということで財源

を押さえておくのか。それとも、財政調整基金への積み立てというのを今後ですね、検討されるのか。そういった考え方について…考え方とですね、財政調整基金の現在高についてお伺いをしたいと思います。

町 民 課 長 それでは、ただいまの井上議員の質問に対してお答えいたします。まず、財政調整基金の現在高なんですけれども、平成30年度決算の金額ですと、2億526万1,014円となっております。また、先の予備費についてはですね、今後予備費の中から財政調整基金に積み立てをして、今後の極端な医療費の上がった部分とかには充てていきたいという考えで、財調に積むようにしてあります。

6 番 井 上 財調の…30年度末なんですけれども、直近のですね、令和元年度末見込みというふうな数字もあったら教えていただきたいと思います。先ほど、このままでですね、予備費でですね、8,000万円ぐらい…令和元年度の補正予算の予備費の補正後の額としては、8,565万5,000円ですので、多少増減あるにしてもですね、8,000万ぐらいが歳計剰余金として繰り越されるわけですよ。そういった部分が、令和2年度の予備費として運用されるのかなというふうに思いますけれども、8,000万円というのが、そういった医療費、高額療養費なんかに比べてですね、8,000万が少ないのか多いのか。それは、そういうふうに予備費として運用するほうがいいのか、それとも財政調整基金という貯金の中でですね、ある程度ため込んだ方がいいのかという考え方もですね、あわせて再度お願いします。

町 民 課 長 まず、予備費の考え方についてお答えいたします。予備費につきましては…財政調整基金につきましては、いわゆる一般的な話の中で、約1億があればその中で運用ができるという話は聞いております。しかしながら、今2億ございます。予備費の中で、やっぱりそれを1回財調に積みながら、なるべく予備費は押さえながら、財調の中で運用をしていくという考えを持ってございます。令和元年度なんですけど、今のところ2億500万ございます。この中、先ほどの1,000万を今年も繰り出しをします。そうすると、それにプラス、平成30年度の予備費から財調の繰り越しが約3,000万程度ですか、ございましたので、差し引きでいくと…。

政 策 推 進 課 長 財調のほうなんですけども、令和2年1月31日現在で1億7,027万3,000円になっております。

6 番 井 上 わかりました。高額療養費等の対応としては、財調が1億程度があれば運用ができるということで、これらはですね、国保会計…以前は大分厳しいときもあったんですけども、今の説明を聞いてますと、財調もですね、予備費も大分ですね、健全財政を運営をしてきているということが理解をできました。引き続きですね、今後ともですね、国保財政の運営に向けて努力をお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第16号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。